

第3 床面積及び階の取り扱い

1 床面積の算定

建築基準法令上の床面積の算定については、昭和61年4月30日付け建設省住指発第115号通達に基づく千葉県都市部長通達「建築面積・床面積の算定基準について」（昭和61年12月11日建第195号 第3 別添資料参照）によること。

なお、消防用設備等の設置にあたっての床面積の算定は、建築基準法令によるほか、次によること。

- (1) 倉庫内等に設けられた積荷用の作業床は、棚とみなされる構造（積荷を行う者が棚状部分の外部にいて、直接積荷できるもの又はフォークリフト、クレーン等の機械だけの使用により積荷できるもの）を除き、床面積に算入するものであるが、その判断基準等については、「3 棚又は床の判断基準及び取り扱いについて」によること。
- (2) ラック式倉庫（棚又はこれに類するものを設け、昇降機により収納物の搬送を行う装置を備えた倉庫をいう。）の床面積等の算定については、第4. ラック式倉庫の取り扱いについてによること。
- (3) 次に掲げる規定を適用する特殊な用途に供される部分の床面積等は、次に示す算定方法によること。

ア 車路は、床面積に算入するものであること。ただし、上階又は下階に通じる傾斜路、ランプ、カーリフト等は算入しないものとする。

イ 外気に開放された高架工作物（鉄道又は道路等に使用しているもの）下に設けられた駐車場、倉庫等は、柵、塀等で囲まれている当該部分を床面積に算入するものであること。

なお、消防用設備等の設置については、個々の防火対象物について、外気への開放性、管理実態及び延焼拡大危険性等を判断したうえで、政令第32条の適用ができることとする。

ウ 昇降機等の機械装置により車両を駐車させる構造の立体駐車場及び同方法で自転車を駐輪させる構造の立体駐輪場の床面積については、水平投影面積を床面積として算入すること。

エ 屋外に設ける機械式駐車装置は、政令別表第1(13)項イの防火対象物に該当し、その床面積は、当該駐車装置のパレット部分が床として認識することが困難な場合にあっては、1台につき15㎡として換算し、算定すること。

オ 政令第13条に規定する昇降機等の機械装置により、車両を収容させる防火対象物の収容台数の算定方法について、2段式以上の機械式駐車装置（上下2段以上に車両2台以上を収容する構造のもの）を複数近接して設置した場合、設置される駐車装置相互の間隔が少ない場合にあっては、防火壁等により延焼防止措置がなされている場合を除き、それぞれの機械式駐車装置の収容台数を合計し、政令第13条を適用すること。

なお、「設置される駐車装置相互の間隔が少ない」とは、当該駐車装置相互の間隔が、屋外にあっては1m以下、屋内にあっては10m以下（ピット収納型で、車両搬出入時を除き、常時地上1段となるものにあっては、6m以下）の場合をいうものであること。

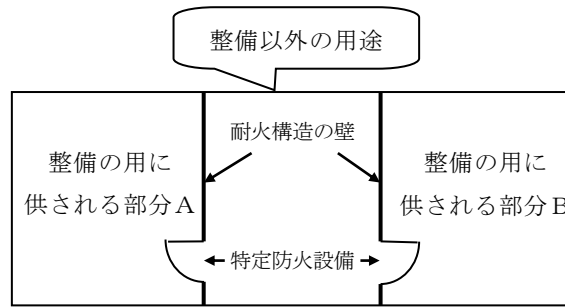
カ 政令第13条第1項第4欄に掲げる「自動車の修理又は整備の用に供される部分」は次によること。

(ア) 自動車の修理又は整備に必要な倉庫や油庫は、床面積に算入すること。ただし、事務所は算入しないものとする。

(イ) 自動車の修理又は整備の用に供しない部分を介して2箇所以上の自動車の修理又は整備の用に供される部分が存する場合は、整備の用に供される部分と整備の用に供し

ない部分を耐火構造の壁又は特定防火設備で区画した部分ごとに算定すること。

(第3-1図参照)



第3-1図

- (4) 政令第13条第1項に規定する「発電機、変圧器その他これらに類する電気設備（以下この項において「電気設備」という。）が設置されている部分」及び「鍛造場、ボイラー室、乾燥室その他多量の火気を使用する部分（以下この項において「鍛造場等」という。）の床面積の算定は、次のいずれかによること。ただし、屋上に電気設備又は鍛造場等を設けるものにあつては、次のイによること。

ア 不燃区画された部分の場合

不燃材料の壁、柱、天井（天井のない場合は、梁及び屋根）及び床並びに防火設備（屋外に面する開口部（建基法第2条第6号に規定する延焼のおそれのある部分に面する開口部に限る。）を含む。）で区画された部分の床面積を算定する。

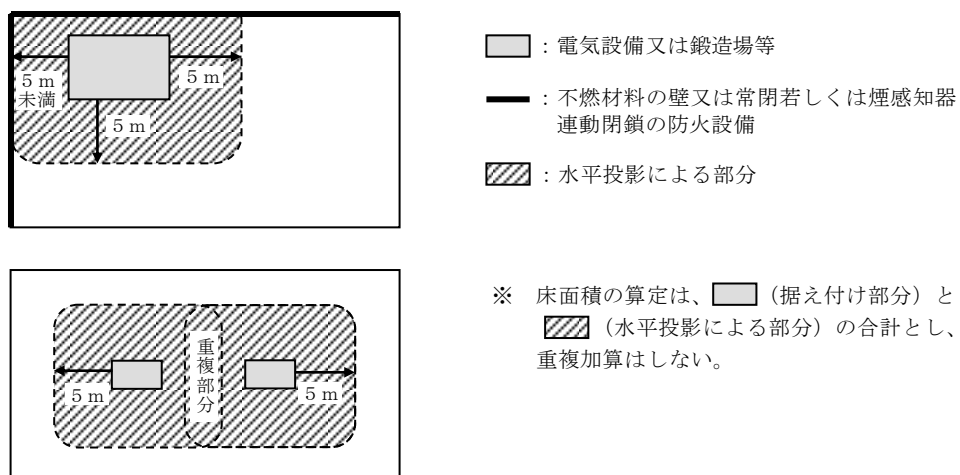
イ 水平投影による部分の場合

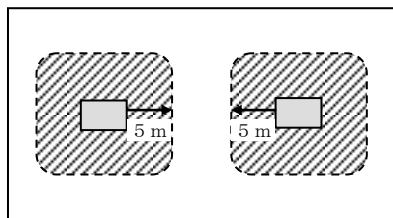
電気設備又は鍛造場等の水平投影面の周囲に水平距離5m（周囲の1面に不燃材料の壁（前アに定める防火設備を含む。）が存する場合は、当該壁までの距離）で区画されていると仮定した部分の床面積を算定する。

なお、同一の室内に電気設備又は鍛造場等が2箇所以上設置されている場合は、その合計面積（隣接した電気設備又は鍛造場等の仮定した部分の床面積が重複する場合、重複加算しない。）とするものであること。

また、隣接した電気設備又は鍛造場等の仮定した部分の床面積が重複しない場合においては、政令第13条第1項の適用については、それぞれが別の「電気設備が設置されている部分」及び「鍛造場等が設置されている部分」とみなすことができるものであること。

(第3-2図参照)





第3-2図

※ 同一室内であっても、水平投影部に重複する部分がない場合には、それぞれが別の室に設置されているものとして、政令第13条の規定を適用することができる。

- (5) 駅舎で次のいずれかに該当する部分は、床面積に算入しないことができるものであること。
 ア 延長方向の1面以上が直接外気に開放されたプラットフォーム（上家の屋根が2以上のプラットフォームにわたって連続して設けられたものを除く。）（第3-3図参照）

① 延長方向1面開放の例

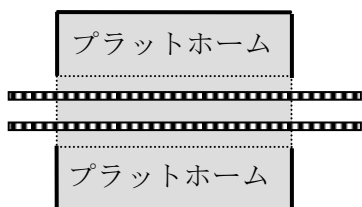


② 延長方向2面開放の例



③ () 書きにより床面積に算入される場合の例

:



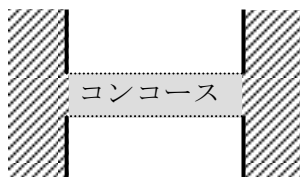
..... : 軌道部分
 — : 非開放部分
 : 屋根が架かっている部分

第3-3図

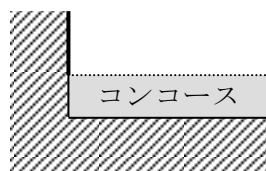
- イ 2面以上が外気に開放されていて、その面にシャッター等が設けられていないコンコース。ただし、通路上部分で延長方向以外の面だけが開放しているものを除く。

(第3-4図参照)

① 2面開放の例その1



② 二面開放の例その2



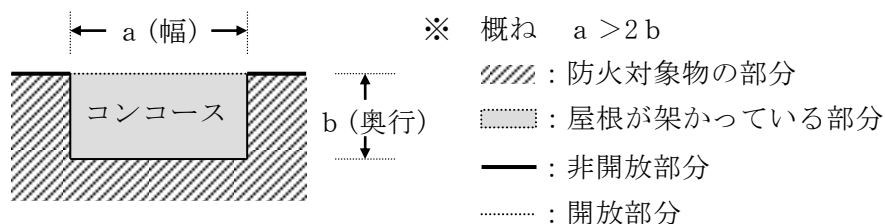
③ ただし書きにより床面積に算入される場合の例



: 防火対象物の部分
 : 屋根が架かっている部分
 — : 非開放部分
 : 開放部分

第3-4図

ウ 1面が外気に開放されていて、その面にシャッター等がなく、かつ、開放された面の長さが概ね奥行の2倍以上あるコンコース。（第3－5図参照）



第3－5図

(6) 地下駅舎の床面積は、次により算定すること。

ア 改札口内にあつては、軌道部分を除き、全てを算入する。

イ 改札口外のコンコース等にあつては、改札口及び駅務室等の施設から歩行距離20m以内の部分算入すること。ただし、20m以内に随時開くことができる自動閉鎖装置付きのもの又は感知器の作動と連動して閉鎖する方式の特定防火設備が設置されている場合は、当該シャッターまでとするものであること。

※ 誘導灯及び放送設備については、20mを超える部分にあつても必要となるので注意すること。

(7) 観覧場で、観覧席の1面が外気に開放され、開放された面の長さが概ね奥行の2倍以上となる観覧席の部分は、床面積に算入しないことができるものであること。ただし、収容人員の算定にあたっては、当該観覧席の部分を含むものであること。

(8) 地下街の地下道は、店舗、事務所等の施設の各部分から歩行距離20m（20m未満の場合は、当該距離）以内の部分算入するものであること。ただし、随時開くことができる自動閉鎖装置付きのもの又は感知器の作動と連動して閉鎖する方式の特定防火設備が設置されている場合は、当該特定防火設備の部分までとするものであること。

(9) 防火対象物の一部に法第10条第1項で定める危険物の製造所、貯蔵所又は取扱所（以下「危険物施設」という。）が存する場合、法第17条第1項で定める消防用設備等の設置にあたっての床面積は、当該危険物施設を含めて算定するものであること。

※ 危険物施設部分の消防用設備等は、法第17条第1項に定める基準でなく、法第10条第4項に定める基準によるものであること。

(10) 階に対する消防用設備等の規定の適用にあたって、同一階が屋外空間等を隔てている場合又は開口部のない耐火構造の壁で区画されている場合は、当該部分ごとに床面積を算定することができるものであること。

2 階数の算定

消防用設備等の設置にあたっての階の算定は、建築基準法令によるほか、次によること。

(1) 倉庫内に設けられた積荷用の作業床は、棚とみなされる構造のもの（積荷を行う者が、棚状部分の外部にいて直接積荷できるもの又はフォークリフト、クレーン等の機械だけの使用により積荷できるもの）を除き、階数に算定するものであるが、その判断基準等については、「3. 棚又は床の判断基準及び取り扱いについて」によること。

(2) 昇降機等の機械装置により車両を駐車させる構造の立体駐車場及び同方法で自転車を駐輪させる構造の立体駐輪場の階数は、1とすること。

(3) 床下、小屋裏等を物置等に使用するもので、次のア及びイに該当するものは、物の出し入れのために利用する梯子、階段等の仕様に係わらず、階数及び床面積に算入しないものであ

ること。

ア 当該物置等の最高の内法高さが1.4m以下であること。

イ 当該物置等の部分の水平投影面積の合計が、直下階の床面積の2分の1以下であること。
(8分の1を超える場合には、建設省告示第1351号(平成12年5月23日)の適用有り)

※ 参考 建設省告示第1351号(平成12年5月23日)

「木造の建築物に物置等を設ける場合に階の床面積に加える面積を定める件」

建築基準法施行令(昭和25年政令第338号)第46条第4項の規定に基づき、木造の建築物に物置等を設ける場合に階の床面積に加える面積を次のように定める。

建築基準法施行令(以下「令」という。)第46条第4項に規定する木造の建築物に物置等を設ける場合に階の床面積に加える面積は、次の式によって計算した値とする。

ただし、当該物置等の水平投影面積がその存する階の床面積の8分の1以下である場合は、零とすることができる。

$$a = \frac{h}{2.1} A$$

この式において、a、h及びAは、それぞれ次の数値を表すものとする。

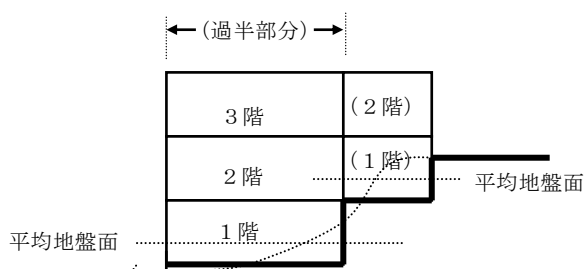
a 階の床面積に加える面積(単位 平方メートル)

h 当該物置等の内法高さの平均の値(ただし、同一階に物置等を複数個設ける場合にあっては、それぞれのhのうち最大の値をとるものとする。)
(単位 メートル)

A 当該物置等の水平投影面積(単位 平方メートル)

(4) 平均地盤面が異なる場合、建築物の同一階が、部分によって階数を異にする場合は、過半を占める部分の地盤面を平均地盤面とし、階数を算定するものであること。

(第3-6図参照)



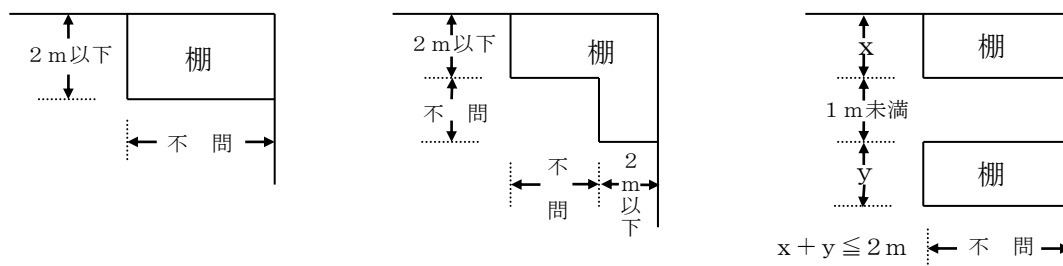
第3-6図

3 棚又は床の判断基準及び取り扱いについて

(1) 棚又は床の判断基準

棚又は床の判断については、当該部分において積荷等を行う場合に、当該部分以外において作業するものを「棚」とし、当該部分を歩行し、又はその上において作業執務等を行うものを「床」として取り扱うものであること。

ただし、当該作業床の奥行又は幅が2m以下(1の室に2以上の作業床が存し、それら相互の距離が1m未満である場合、それらを合算したものについて奥行又は幅が2m以下であること。)である場合には、棚とみなすものとする。(第3-7図参照)



第3-7図 棚となる場合の判断例

(2) 床と判断されたものの取り扱い

前(1)により床として判断された場合においては、階数及び床面積に係る規定については、法令どおり規制すること。

ただし、一の作業床の面積（一の室に2以上の作業床が存し、それら相互の距離が1m未満である場合、それぞれの床面積を合算した数値をいう。）が150㎡未満の場合又は一の階における作業床の面積の合計が当該建築物の建築面積の8分の1以下の場合には、次によることができるものとする。

ア 作業床の各部分から一の消火器具までの歩行距離（当該作業床に至る部分は、階段に限る。以下同じ。）が20m以下である場合には、当該作業床に消火器を設置することを要しないこと。

イ 作業床の各部分から一のホース接続口までの歩行距離が25m以下（2号消火栓にあつては、15m以下）である場合には、当該作業床に消火栓を設置することを要しないこと。

ウ 自動火災報知設備の警戒区域の面積には、当該作業床の部分を含めないことができること。

エ 自動火災報知設備の地区音響装置及び非常警報設備の音響装置は、当該作業床に設置することを要しないこと。

オ 作業床の各部分から一の自動火災報知設備の発信機又は非常警報設備の起動装置までの歩行距離が50m以下である場合には、当該作業床に発信機及び起動装置を設置することを要しないこと。

カ 誘導灯は、当該作業床に設置することを要しないこと。

キ 作業床の各部分から一のホース接続口までの歩行距離が50m以下である場合には、当該作業床に連結送水管の放水口を設置することを要しないこと。

4 ラック式倉庫の取り扱い

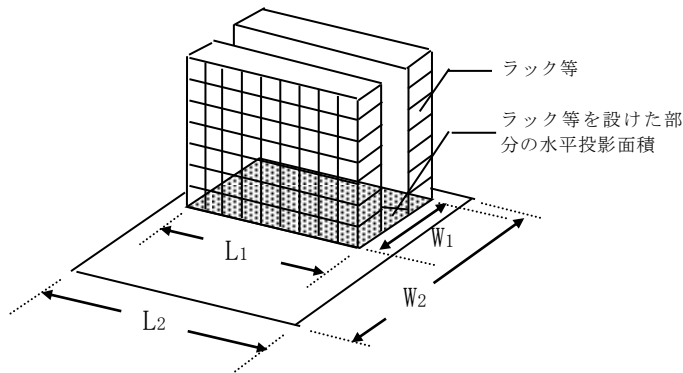
消防用設備等の設置にあたっての床面積等の算定は、次によること。

(1) 階の算定

ラック等を設けた部分（ラック等の間の搬送通路の部分を含む。以下同じ。）は、階数を1として取り扱うものであること。

(2) 床面積の算定

ア ラック式倉庫の延べ面積は、原則として各階の床面積の合計により算定すること。この場合において、ラック等を設けた部分については、当該部分の水平投影面積により算定すること。（第3-8図参照）

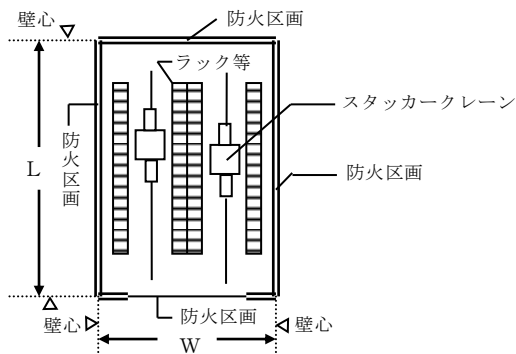


※ ラック等を設けた部分の床面積
 $=W_1 \times L_1$
 ラック式倉庫の延べ面積
 $=W_2 \times L_2$

第3-8図 ラック式倉庫の延べ面積

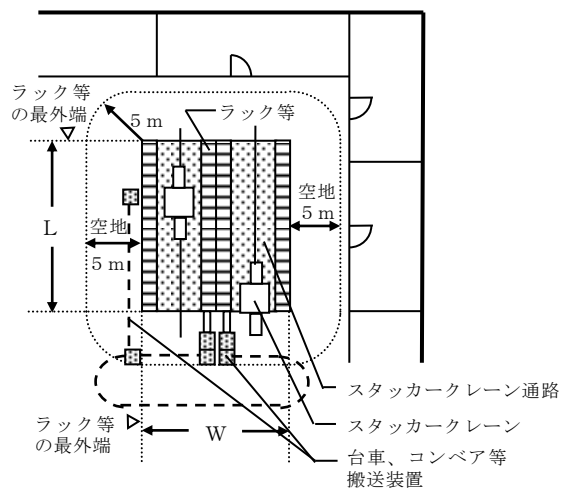
イ ラック式倉庫のうち、ラック等を設けた部分とその他の部分が、準耐火構造の床又は壁で区画されており、当該区画の開口部には防火設備（随時開くことができる自動閉鎖装置付きのもの又は火災の発生と連動して自動的に閉鎖するものに限る。）が設けられているもの、又はラック等を設けた部分の周囲に幅5mの空地が保有されているものにあつては、次により算定することができること。（第3-9図から第3-11図参照）

- ① ラック等を設けた部分の面積により算定すること。
- ② 当該算定方法により政令第12条第1項第4号に掲げる規模に達するラック式倉庫にあつては、ラック等を設けた部分に対してスプリンクラー設備を設置すれば足りること。この場合において、政令第12条第4項の適用については、当該倉庫の構造によることとしてよいこと。



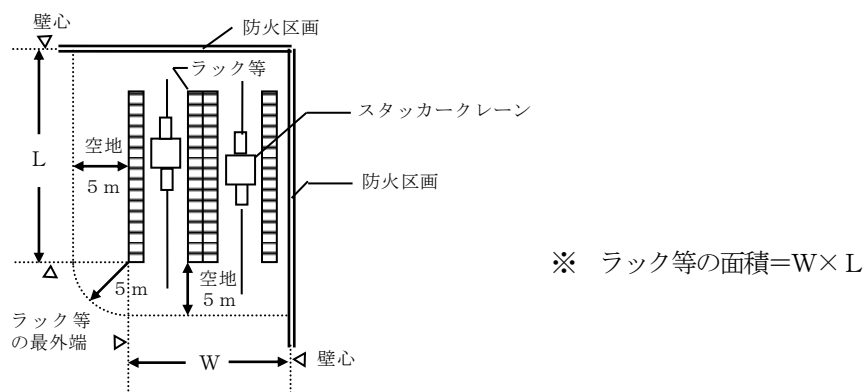
※ ラック等の面積 $=W \times L$

第3-9図 ラック等の周囲に防火区画がある場合



※ ラック等の面積 $=W \times L$

第3-10図 ラック等の周囲に幅5mの空地がある場合



第3-11図 ラック等の周囲に防火区画及び空地がある場合

ウ ラック等を設けた部分の面積が、延べ面積の10%未満であり、かつ、300㎡未満である倉庫にあっては、当該倉庫全体の規模に係わらず、政令第12条第1項第4号に規定するラック式倉庫として取り扱わないことができること。

- (3) 天井（天井のない場合にあっては、屋根の下面）の高さが15mを超えるラック式倉庫に自動火災報知設備の感知器（煙感知器）を設ける場合は、垂直距離15mにつき1個以上を設けるよう指導すること。

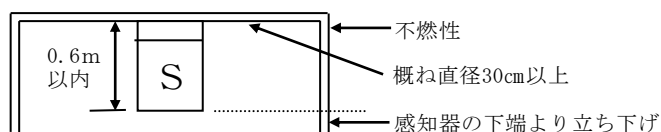
なお、この場合の中間部分に設ける感知器には、次の集煙ボックスを設けること。

（第3-12図参照）

ア 集煙ボックスの構造は、不燃性のものとし、その大きさは、概ね直径30cm以上のものとする。

イ 感知器の下端は、集煙ボックスの取付面の下方0.6m以内の位置に設けること。

ウ 集煙ボックスの周囲には、感知器の下端より下部となるよう覆いを設けること。

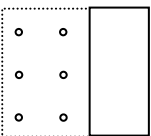
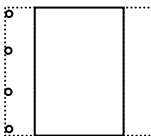
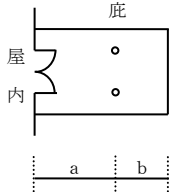
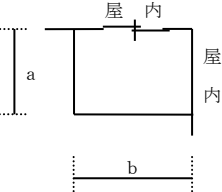
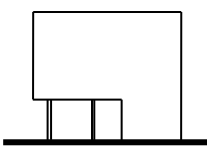
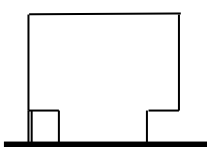
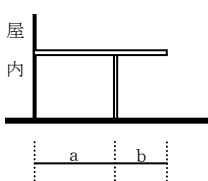
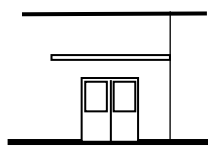


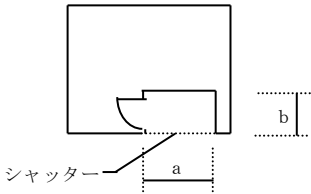
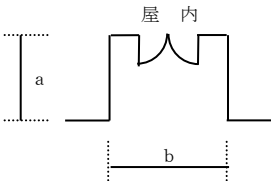
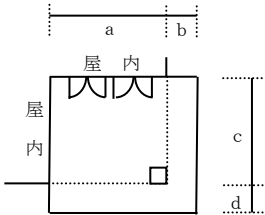
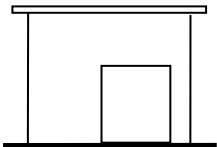
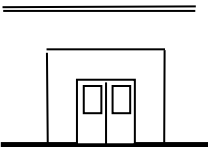
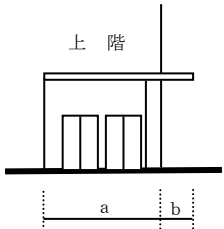
第3-12図 集煙ボックスの構造

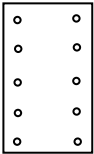
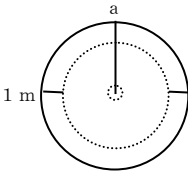
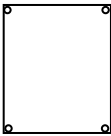
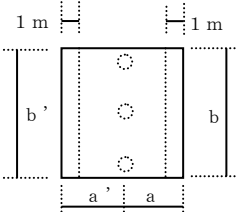
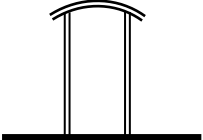
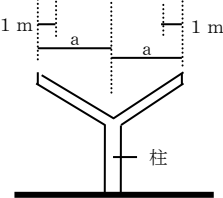
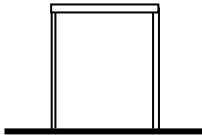
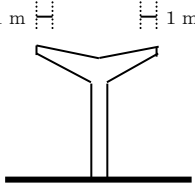
第3 別添資料

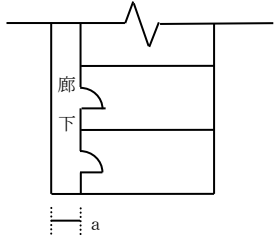
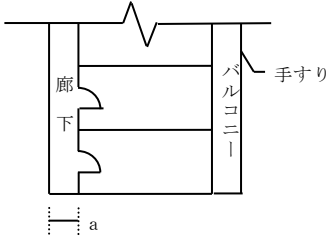
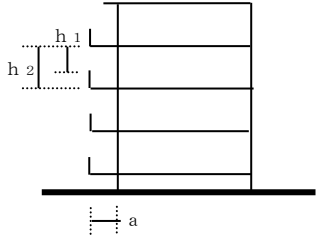
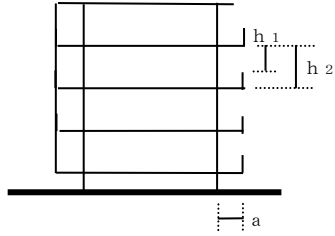
「建築面積・床面積の算定基準」（千葉県都市部長通達（昭和61年12月11日 建第195号））

1 建築物の建築面積及び床面積の算定方法

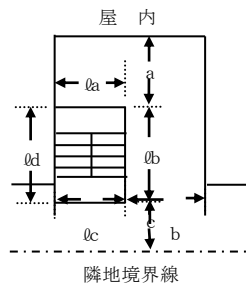
	1. ピロティ		2. ポーチ	
	①ピロティ	②ピロティ	①ポーチ（庇型）	②ポーチ（庇型）
平面				
立面又は断面				
建築面積	通常の方法により算入する	通常の方法により算入する	$b \leq 1 \text{ m}$ のとき $a \times (2c + d)$ $b > 1 \text{ m}$ のとき $(a + b - 1) \times (2c + d)$ を算入する	$a, b > 1 \text{ m}$ のとき $(a - 1) \times (b - 1)$ を算入する
床面積	当該部分が、道路又は空地と一体の空間を形成しているもので、その外周の相当部分がそれらの空間に十分開放され、かつ、常人又は車の通行の用に供される部分は算入しない	当該部分が、道路又は空地と一体の空間を形成しているもので、その外周の相当部分がそれらの空間に十分開放され、かつ、常人又は車の通行の用に供される部分は算入しない	通常のパorchで、出入りのための通行専用のものは算入しない	通常のパorch状の空間で、出入りのための通行専用のものは算入しない
備考	当該部分を自動車車庫として利用する場合は、駐車部分と一体となったピロティ内の車路部分も床面積に算入する 当該部分の一部を屋内的用途に供する場合は、屋内的用途に供される部分のみを床面積に算入する		シャッター、囲い等を常設し当該部分を閉鎖的に区画したもの、又は通常の出入りに必要な大きさを超えるもので屋内的用途を目的としているとみられるものは、それらの部分を算入する	

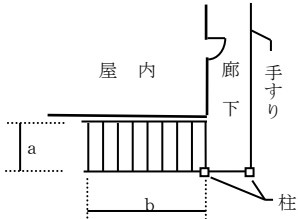
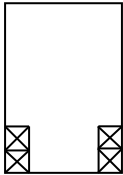
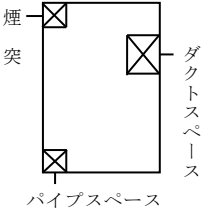
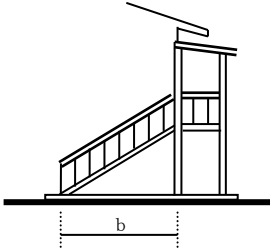
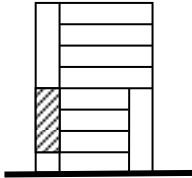
2. ポーチ			
	③ポーチ（寄り付き型）	③ポーチ（寄り付き型）	③ポーチ（寄り付き型）
平面			
立面又は断面			
建築面積	$a \times b$ も算入する	$a \times b$ も算入する	$b, d \leq 1 \text{ m}$ のとき $a \times c$ を算入する $b, d > 1 \text{ m}$ のとき $a \times c + [(b - 1) \times c] + [(d - 1) \times (a + b - 1)]$ を算入する
床面積	シャッター等のあるものは、算入する 通常のポーチ状の空間で、かつ、出入りのための通行専用のものでシャッター等のないものは算入しない	通常のポーチで、出入りのための通行専用のもので算入しない	通常のポーチ状の空間で、かつ、出入りのための通行専用のもので算入しない
備考	シャッター、囲い等を常設し当該部分を閉鎖的に区画したもの、又は通常の出入りに必要な大きさを超えるもので屋内的用途を目的としているとみられるものは、それらの部分を算入する		

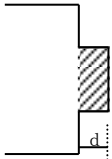
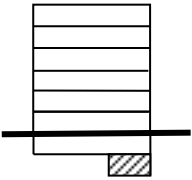
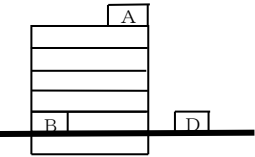
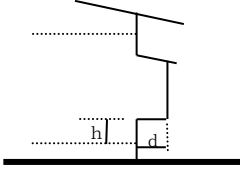
3. 公共用歩廊、傘型又は壁を有しない門型の建築物				
	①公共用歩廊	②傘型	③壁を有しない門型	③壁を有しない門型
平面				
立面又は断面				
建築面積	通常の算定方法により算入する	$\pi (a - 1)^2$ を算入する	通常の算定方法により算入する	$(a - 1) \times b + (a' - 1) \times b'$ を算入する
床面積	十分に外気に開放され、かつ、屋内的用途に供しないものは算入しない	通行専用以外のものは $\pi (a - 1)^2$ を算入する	十分に外気に開放され、かつ、屋内的用途に供しない部分は算入しない	通行専用以外のものは $(a - 1) \times b + (a' - 1) \times b'$ を算入する
備考	学校等の渡り廊下に準用する ただし、オーバブリッジは吹きさらしの廊下に準じるものとする			

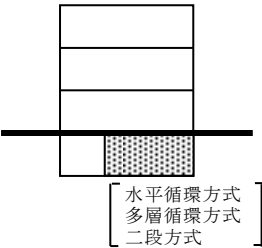
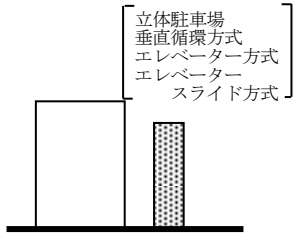
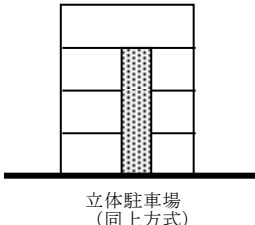
	4. 吹きさらしの廊下	5. バルコニー・ベランダ
	吹きさらしの廊下	①バルコニー・ベランダ
平面		
立面又は断面		
建築面積	屋根又はこれに代わるものの先端から1 m 後退した線で囲まれた部分を算入する ただし、屋根等の先端から1 m以内の部分であっても、当該部分が床面積に算入される部分は算入する	屋根又はこれに代わるものの先端から1 m 後退した線で囲まれた部分を算入する ただし、屋根等の先端から1 m以内の部分であっても、当該部分が床面積に算入される部分は算入する
床面積	屋根又はこれに代わるものを有しない部分は算入しない 次の各号のすべてに該当する開放部分を有する廊下で、当該開放部分に接する部分は幅2 mまでの部分を算入しない 一、高さが1.1m以上で、かつ、天井の高さの1/2以上であること 二、隣地境界線からの距離が0.5m以上であること ただし、隣地が公園、水面等であるときはこの限りでない 三、同一敷地内の他の建築物又は当該建築物の部分からの距離が2 m以上であること 四、出入り口の目隠し等は、その長さが2 m以下で、かつ、必要最小限であること	屋根又はこれに代わるものを有しない部分は算入しない 次の各号のすべてに該当する開放部分を有するバルコニー、ベランダで、当該開放部分に接する部分は幅2 mまでの部分を算入しない 一、高さが1.1m以上で、かつ、天井の高さの1/2以上であること 二、隣地境界線からの距離が0.5m以上であること ただし、隣地が公園、水面等であるときはこの限りでない 三、同一敷地内の他の建築物又は当該建築物の部分からの距離が2 m以上であること 四、目隠し等が存しないこと
備考	算入されない部分の幅2 mの算定は、当該部分の壁等の中心線から測定する	

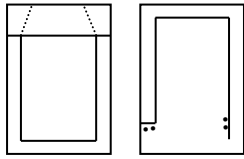
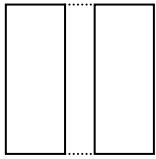
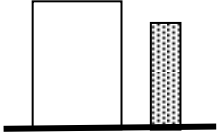
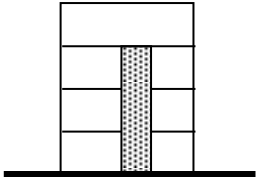
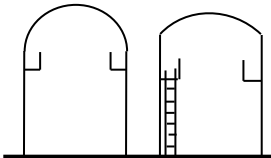
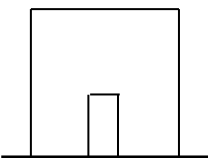
	5. バルコニー・ベランダ		6. 屋外階段	
	②バルコニー・ベランダ		①独立型	②片持ち型
平面				
立面又は断面				
建築面積	$b \leq 1 \text{ m}$ のとき $a \times c$ を算入する $b > 1 \text{ m}$ のとき $(b - 1) \times c + a \times c$ を算入する		$a \times c$ を算入する	$(a - 1) \times b$ を算入する ただし、算入されない部分であっても、床面積に算入されることとなるときは、当該部分は算入する
床面積	上部に屋根又はこれに代わるものを有し、かつ、周囲の過半以上に壁のあるもの $a + b \leq 2 \text{ m}$ のとき 算入しない $a + b > 2 \text{ m}$ のとき $(a + b - 2) \times c$ を算入する		次の各号のすべてに該当する開放部分の長さが、当該階段の周長の1/2以上であるものは算入しない 一、高さが1.1m以上で、かつ、天井の高さの1/2以上であること 二、隣地境界線からの距離が0.5m以上であること ただし、隣地が公園、水面等であるときを除く 三、同一敷地内の他の建築物又は当該建築物の部分からの距離が2m以上であること 四、目隠し等は、必要最小限であること	
備考	開放部分がこの項の①に該当するものに限る		[開放部分の周長の算定例] 要件を満たす開放部分の長さが階段周長の1/2以上であるか否かは左図のa, b, cの数値により決定される 1) $a < 2 \text{ m}$, $b \geq 2 \text{ m}$, $c \geq 0.5 \text{ m}$ のとき、 $\ell b, \ell c$ が開放部分に該当し、 $\ell b + \ell c \geq 1/2 (\ell a + \ell b + \ell c + \ell d)$ であるので、当該階段は床面積に算入されないこととなる 2) $a < 2 \text{ m}$, $b \geq 2 \text{ m}$, $c \geq 0.5 \text{ m}$ のとき、 ℓc のみが開放部分に該当し、 $\ell c < 1/2 (\ell a + \ell b + \ell c + \ell d)$ であるので、当該階段は床面積に算入されないこととなる	

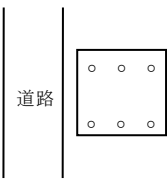
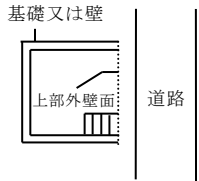
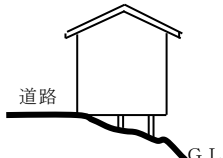
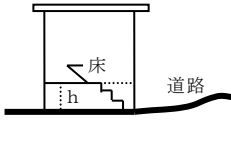
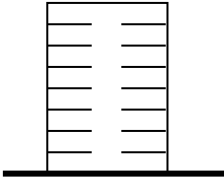
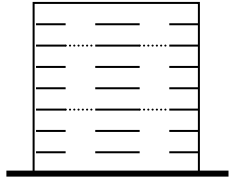


	6. 屋外階段	7. エレベーターシャフト	8. パイプシャフト等
	③非片持ち型（屋根等がないもの）	エレベーターシャフト	パイプシャフト等
平面			
立面又は断面			
建築面積	$a \times b$ は算入しない	通常の算定方法により算入する	通常の算入方法により算入する ただし、煙突は算入しない
床面積	$a \times b$ は算入しない ただし、階段下部分が屋内的用途の利用に供することが明らかなときは、当該部分を算入する	各階の水平投影面積で算入する ただし、着床できない構造である階については算入しない	各階の水平投影面積で算入する ただし、煙突は算入しない
備考			

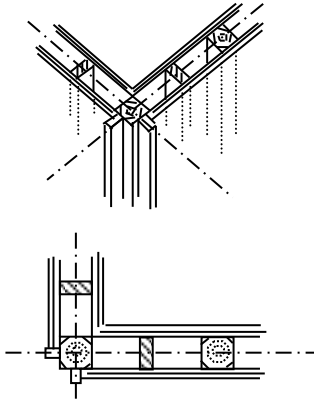
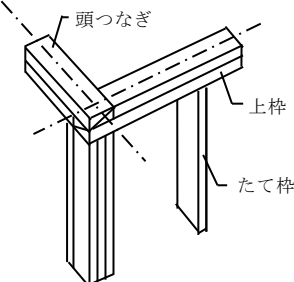
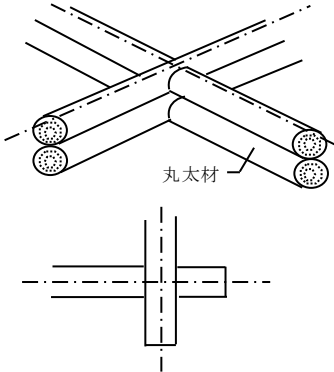
	9. 給水タンク又は貯水タンク		10. 出窓
	①給水タンクを設置する地下ピット	②給水タンク	出窓
平面			
立面又は断面			
建築面積		既製のF・R・P製のタンクで、ポンプ等を一体に組み入れたものは、算入しない	床面積に算入されないものは、算入しない
床面積	タンク設置の専用空間で、タンクの周囲に1.5m以下の保守点検用の専用の空間のみを有し、当該部分の出入口に上蓋を設けタラップ等により出入りするものは、算入しない	既製のF・R・P製のタンクで、ポンプ等を一体に組み入れたものは、算入しない（図A、D） 地上階で壁等がなく吹きさらしとした部分（図B）にタンク等を設置するものは、その周囲1.5m（フェンス等で囲まれたときはそれらの部分）までの部分を算入する	形状が通常の出窓であるもので次のすべてに該当するものは、算入しない 一、下端の床面からの高さが30cm以上であること 二、周囲の外壁面からの水平距離が50cm以上突出していないこと 三、室内側からの見付1/2以上が窓であること
備考	〔タンク設置の専用空間〕 タンクの外にポンプを設置するなどの機械室等の用途が生じるものは該当しない	図A、Dの例で建築物である上屋を設けたものは通常の算定方法により算入する	〔通常の出窓〕 次の各号の一に該当するものは、通常の出窓に該当しない 一、当該部分が屋根と一体となっており、下屋でないもの 二、当該部分の天井が室内の天井の高さ以上にあるもの 三、相当部分が棚等の物品の保管格納の用途のもの 四、当該部分の下に地袋を有しているもの 五、その他特殊な形状のもの又は床としての機能を有するもの

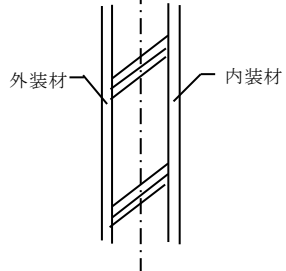
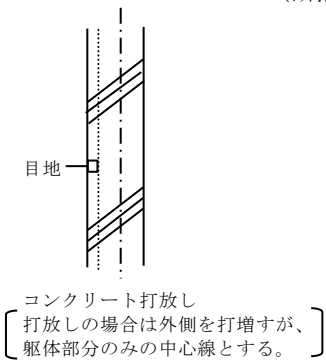
11. 機械式駐車場（建築物であるもの）			
	①機械式駐車場（独立型）	②機械式駐車場	③機械式駐車場
平面			
立面又は断面			
建築面積	通常の方法により算入する		
床面積	床の認識が可能なものは、通常の方法により算入する 床の認識が困難なものは、1台につき15㎡として算入する	各階のフロアと同位置に床があるものとして算定した数値と、駐車台数1台につき15㎡として算定した数値のうち大きい方の数値により算入する	床としての認識が困難な立体的駐車装置は、駐車台数1台につき15㎡として算定した数値と、当該装置設置部分の床面積のうち、大きい方の数値により算入する
備考	[参考] 準用工作物の築造面積の算定もこれに準じる		

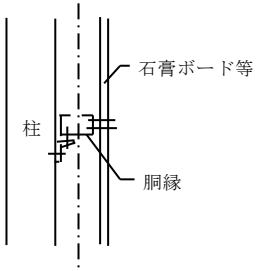
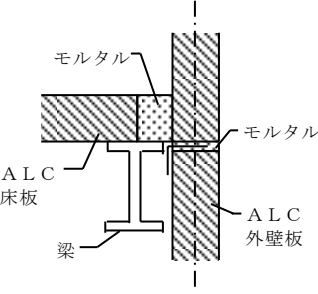
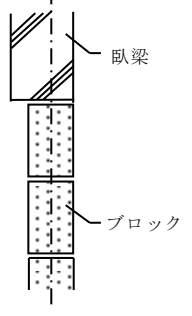
	12. 機械式駐輪場		13. ギャラリー	14. 貫通通路
	①機械式駐輪場(独立型)	②機械式駐輪場	ギャラリー等	貫通通路
平面				
立面又は断面	立体駐輪場 垂直循環方式 エレベーター方式 エレベーター スライド方式 	 立体駐車場 (同方式)		
建築面積	通常の算定方法により算入する			通常の算定方法により算入する
床面積	床の認識が可能なものは、通常の算定方法により算入する 床の認識が困難なものは、駐輪台数1台につき1.2㎡として算入する	各階のフロアと同位に床があるものとして算定した数値と、駐輪台数1台につき1.2㎡として算定した数値のうち、大きい方の数値により算入する	原則として算入する ただし、保守点検等の一時的な使用を目的とするものは算入しない	トンネル状の通行専用のもので、これに面する屋内への出入口及び窓等が無く、両端にシャッター等の区画のないものは算入しない
備考			ただし書きに該当するものは、キャットウォーク等で幅員が1 m以下のものをいい、観覧のためのギャラリー等人が一定時間滞留して使用されるものは該当しない	

	15. 高床型		16. 棚状の倉庫	
	①高床型（低地利用等）	②高床型（高基礎等）	①ラック式倉庫	②多層式倉庫
平面				
立面又は断面				
建築面積	通常の算定方法により算入する		通常の算定方法により算入する	通常の算定方法により算入する
床面積	開放的な空間で、屋内的な用途が生じないものは算入しない	布基礎等により囲まれた空間で $h \leq 1\text{ m}$ のときは算入しない $h > 1\text{ m}$ のときで、屋内的用途が生じるものは算入する	高さ5 mごとに床があるものとみなして算定した数値により算入する ただし、建基法第3章（第5節を除く）以外の規定の適用においては、階数を1として算定するものとする	人が作業可能な床状の部分の位置に床があるものとみなし、通常の算定方法により算入する
備考	ピロティ及びポーチに該当しないものに限る		[ラック式倉庫とは] 棚又はこれに類するものを設け、搬送施設等により物品の出入れを自動的に行い、通常、人の出入りが少ないものをいう [複合形式の倉庫への運用] ラック式及び多層式の複合形式の倉庫については、原則として、当該部分ごとに算定する	

2 区画の中心線の測定方法

1. 木造の建築物			
	①軸組工法の場合	②桝組壁工法の場合	③丸太組工法の場合
中心線の測定方法	柱の中心線	壁を構成する桝組材の中心線	丸太材等の中心線
備考			
	主要な構造部材の中心線で取る		

2. 鉄筋コンクリート造、鉄骨鉄筋コンクリート造等の建築物	
中心線の測定方法	鉄筋コンクリートの躯体、P C板（プレキャストコンクリート板）等の中心線
備考	(一般の場合)  (断熱層がある場合) 
	外壁の主要な構造躯体の中心線で取る

	3. 鉄骨造の建築物		4. 組石造又は補強コンクリートブロック造の建築物
	①金属板、石綿スレート、石膏ボード等の薄い材料を張った壁の場合	② ①以外の場合	
中心線の測定方法	胴縁等の中心線	P C板、A L C板（高温高圧蒸気養生された軽量気泡コンクリート板）等の中心線	コンクリートブロック、石、れんが等の主要な構造部材の中心線
備考			
			鉄骨造の場合、柱等の外側にパネルを取り付ける構法が多いことから、これらのパネルの中心線（薄物の場合には、それを取り付ける胴縁の中心線）で取る
			外壁の主要な構造躯体の中心線で取る